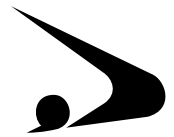


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

- 平成十三年度秋田県保育士試験の合格者(五九八・子育て支援課)
- 保安林予定森林の指定通知(五九九～六〇二・森林土木課)
- 道路の区域の変更(六〇三・道路環境課)
- 道路の供用開始(六〇四・道路環境課)
- 建築基準法による道路位置の指定(六〇五・鹿角建設事務所)
- 開発行為に関する工事の完了(六〇六・由利建設事務所)
- 字の区域の変更(六〇七・市町村課)

公告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角総合農林事務所)
- 〃 (山本総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任の届出(仙北総合農林事務所)
- 市町村営土地改良事業の施行の同意(雄勝総合農林事務所)
- 県有地の売却に関する公募抽選の実施(管財課)
- 教育委員会告示
- 教育委員会会議の開催(一五)
- 地方労働委員会告示
- 秋田県地方労働委員会のおっせん員候補者の異動(三)

告示

秋田県告示第五百九十八号
 平成十三年七月二十四日から同月二十七日まで実施した平成十三年度秋田県保育士試験の結果次の受験番号の者が合格したので、児童福祉法施行細則(昭和四十八年秋

田県規則第十五号)第十四条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十三年十月五日

秋田県知事 寺田典城

受験番号

一	七	一五	一七	一九	二一
二	二四	二七	三一	三九	四〇
五	五四	五六	五八	六〇	六八
六	七三	八二	九〇	一〇一	一〇二
一	一一二	一一六	一一八	一二三	一二四
一	一二二	一五六	一五三	一五七	一六七
一	一四三	一五〇	一五三	一五七	一六七
一	一八三	二〇二	二一一	二一六	二二二
二	二二二	二二九	二四〇	二四四	二五〇
二	二五六	二六二	二六五	二七四	二八二
二	二九九	三〇〇	三〇九	三二〇	三五六
三	三七九	四一四	四五三	四七九	四八八
四	四九〇	四九四	四九五	四九七	四八九
五	五一四	五一八	五三三	五三五	五〇三
五	五七一	五七四	五八九	五九〇	五六一
六	六一五		五八九	五九〇	五九九

秋田県告示第五百九十九号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十三年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢・藤琴字湯の沢(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字鹿瀬内沢・字湯の沢(以上2字について、次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を林務部森林土木課及び山本総合農林事務所並びに山本郡藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十三年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

大曲市内小友字太田一三三の二、一三三の五、仙北郡西仙北町高城字鳥ノ木

二の

指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三)(二) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

仙北郡南外村字小浪滝八四、字上荒又二二の二、七〇の一、田沢湖町玉川字蒲

谷地九四の二三一

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字小浪滝八四・字上荒又二二の一・七〇の一・字蒲谷地九四の二三一(以上四筆)について次の図に示す部分に限る。

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を林務部森林土木課及び仙北総合農林事務所並びに大曲市役所、仙北郡西仙北町役場、南外村役場及び田沢湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十三年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

雄勝郡東成瀬村田子内字金山蝸牛九二

指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)(1) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を林務部森林土木課及び雄勝総合農林事務所並びに雄勝郡東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百二号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十三年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

北秋田郡田代町早口字早口沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字早口沢(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字早口沢(次の図に示す部分に限る。)
- (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (5) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を林務部森林土木課及び北秋田総合農林事務所並びに北秋田郡田代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百三三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十三年十月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		新	旧		
県 道	新	旧	象潟矢島線	由利郡象潟町字木戸口二〇番一地先から小滝字梨の木台一四番二地先まで	由利郡象潟町字木戸口二〇番一地先から小滝字梨の木台一四番二地先まで	五・五〇〃一六・〇〇	一・四五二
				由利郡象潟町字木戸口二〇番一地先から小滝字梨の木台一四番二地先まで	由利郡象潟町字木戸口二〇番一地先から小滝字梨の木台一四番二地先まで	五・五〇〃一六・〇〇	一・四五二
県 道	新	旧	象潟矢島線	由利郡象潟町字木戸口二〇番一地先から小滝字梨の木台一四番二地先まで	由利郡象潟町字木戸口二〇番一地先から小滝字梨の木台一四番二地先まで	一七・〇〇〃八八・〇〇	二・一一〇
				由利郡象潟町小滝字梨の木台一八番地先から一四番二地先まで	由利郡象潟町小滝字梨の木台一八番地先から一四番二地先まで	五・五〇〃六・〇〇	〇・一五〇
県 道	新	旧	象潟矢島線	由利郡象潟町小滝字梨の木台一八番三から五七番二まで	由利郡象潟町小滝字梨の木台一八番三から五七番二まで	六・〇〇〃五四・〇〇	〇・一四三
				由利郡象潟町小滝字梨の木台一八番地先から一四番二地先まで	由利郡象潟町小滝字梨の木台一八番地先から一四番二地先まで	五・五〇〃六・〇〇	〇・一五〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十三年十月五日から同月十八日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十三年十月五日

平成十三年十月五日

秋田県告示第六百四号

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	象潟矢鳥線	由利郡象潟町小滝字梨の木台一八番三から五七番二まで

- 二 供用開始の期日 平成十三年十月五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課

申請者の住所及び氏名 鹿角市花輪字下中島百二十一番地 有限会社日鹿不動産 代表取締役 田 中 幸 子	道路の位置の指定箇所 鹿角市花輪字寺ノ後百四十五番の内、百四十六番の内	道路の延長 三六・一メートル	道路の幅員 六・〇メートル	指定年月日 平成十三年九月二十六日
---	--	-------------------	------------------	----------------------

(二) 期間 平成十三年十月五日から同月十八日まで

秋田県告示第六百五号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第40号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十三年十月五日
秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第六百六号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年八月二十二日付け指令由建 千五百七十三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十三年十月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
本荘市土谷字谷地七十四番地
小 川 利 彦
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
本荘市土谷字新谷地二百三十八番一、二百三十九番一、二百四十一番、二百四十二番一、二百四十三番一、二百五十七番、二百五十八番、二百五十九番及び二百六十番一

秋田県告示第六百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、大

館市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。
平成十三年十月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域 大館市茂内字蛇沢口 一一、一二の一、一三の一、一四、二二から二七まで、二九、六九から七一まで、七二の一、七七の一、七八の一、七九の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに五六の一、五七の一、六八に隣接する水路であ	変更後の字の区域 大館市茂内字和田表
--	-----------------------

<p>から二八まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大館市大茂内字清水田 五、六、七の二の二、七の四、六六の二の二、六七から七二まで、七三の二の二、七三の二の二、七四の二の二、七五の二の二、八三から八五までの各一部、八六の二の二、八六の二、八七の二、八八の二、八九、九〇の二、九〇の二、九一、九二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに二の二に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大館市大茂内字登々目木 一の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大館市大茂内字上土淵岱 二九の一から二九の四までの各一部、三二、三三の一部、三四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大館市大茂内字登々目木 一八の一部、二二の一部、二三の二の一部、二三の二、二三の三、二四の一から二四の三までの各一部、二四の五の一部、二四の六の一部、二七の一部、二八、二九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大館市大茂内字向登々目木 五の四に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>大館市大茂内字清水田 五六、五七及びこれらの区域に隣接する水路等で</p>
	<p>大館市大茂内字塚下</p>			<p>大館市大茂内字清水田</p>		<p>大館市大茂内字向登々目木</p>

<p>ある国有地の全部</p>	<p>大館市大茂内字登々目木 二四の二の一部、二四の二の一部、二四の五の一部、二五の一部、二六、二七の二、二九の二、三〇の二、三〇の二、三〇の三の一部、三二、三二の一部、三三の一部、三四、三九の二の一部、四一の二、四二から四四まで、四五の二から四五の三までの各一部、四六の二の一部、四七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大館市大茂内字清水田 八の二の一部、八の二の一部、一〇の二の一部、一〇の二の一部、一一の二の一部、六一の二の一部、六二の二、六二の二、六三、六四の二、六五の二及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大館市大茂内字上土淵岱 一、二の一部、五の一部、六の二、七、八の一部、九の一部、九の二、一〇の一部、一一の一部、一三、一四の一部、一五、一六、一六の二、一七から二〇まで、二〇の二、二二の二、二二の二、二二の二から二二の三まで、二二の三から二二の三まで、二四、二五の二から二五の三まで、二六から二八まで、二九の一部、三〇の二から三〇の三までの各一部、三一から三三まで、三四の二、三六の二、四〇の二の一部、四二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大館市東字二ツ屋 一〇の二の一部、一一の二の一部</p>		
	<p>大館市大茂内字登々目木</p>					

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鹿角市間瀬川土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があったので、同条

<p>大館市大茂内字塚下 六七の三の一部、七二の一から七二の三まで、七三、七四の一、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大館市大茂内字諏訪下</p>
<p>大館市大茂内字清水田 二二三の六、二四の一及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに大茂内字諏訪下九一の一に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>大館市大茂内字下館下 六の一部</p>	
<p>大館市大茂内字下館下 一から五まで、六の一部、七から一〇まで、一一の一、一一から二〇まで、三三の一、三三の二及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部</p>	<p>大館市大茂内字館下</p>
<p>大館市大茂内字諏訪下 一九八の一部、一九九、二〇〇の一部、二〇八の二の一部、二〇九の一部、二一五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二〇八の二、二〇九の地先の道路、水路である国有地の全部、二一四に隣接する水路である国有地の全部</p>	

第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十三年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 鹿角市花輪字高市八十番地の一 小 舘 新 司
- 鹿角市向三十四番地の一 米 田 幸 夫
- 字下毛屋敷十八番地の一 豊 田 長 次 郎
- 字小平六十八番地の一 児 玉 信 雄
- 字鳥野二番地の一 田 口 裕
- 字鶴田十二番地の一 小 舘 新 司

二 就任理事の住所及び氏名

- 鹿角市花輪字高市八十番地の一 米 田 幸 夫
- 字高市向三十四番地の一 兎 沢 幸 夫
- 字下毛屋敷十八番地の一 豊 田 長 次 郎
- 字小平六十八番地の一 児 玉 信 雄
- 字鳥野二番地の一 児 玉 裕
- 字鶴田十二番地の一 田 口 裕

三 退任監事の住所及び氏名

- 鹿角市花輪字新山田七十四番地 児 玉 省 三
- 鹿角市花輪字諏訪野四十九番地の一 安 保 一 三
- 字高市百三番地の一 倍 賞 春 雄

四 就任監事の住所及び氏名

- 鹿角市花輪字諏訪野四十九番地の一 安 保 一 三
- 字高市百三番地の一 倍 賞 春 雄
- 字小枝指四十一番地 児 玉 精 太 郎

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、二ツ井町小繁土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十三年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 山本郡二ツ井町小繁字下小繁沢三十五番地 高 橋 文 夫
- 字家端二十三番地 中 村 勇

山本郡二ツ井町小繁字家端二十二の二番地 高橋秀逸

〃 〃 〃 字神明社下十九番地 高橋安郎

〃 〃 〃 〃 〃 五十七番地 高橋豊彦

〃 〃 〃 〃 〃 十番地 畠山利雄

二 就任理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町小繁字家端二十三番地 中村 勇

〃 〃 〃 〃 〃 二十二の一番地 高橋 康夫

〃 〃 〃 〃 〃 字神明社下二十六番地 高橋 要三

〃 〃 〃 〃 〃 十番地 畠山 利雄

〃 〃 〃 〃 〃 四十九番地 畠山 和男

〃 〃 〃 〃 〃 五十七番地 高橋 豊彦

三 退任理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町小繁字神明社下四十九番地 畠山 和男

〃 〃 〃 〃 〃 字小繁沢三十四番地 高橋 貞一

山本郡二ツ井町小繁字家後百二十一の一番地 高橋 修

四 就任監事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町小繁字神明社下四十五番地 高橋 要一

〃 〃 〃 〃 〃 五十五番地 高橋 勘之丞

〃 〃 〃 〃 〃 字家後百二十一の一番地 高橋 修

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大曲市内小友中央部土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十三年十月五日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

大曲市内小友字上中田百七十六番地の二 伊藤 文夫

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、湯沢市から協議があった土地改良事業（高松地区基盤整備促進事業）の施行について、平成十三年九月二十七日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十三年十月五日

秋田県知事 寺田典城

県有地について次のとおり公募抽選により売払を実施するので、公告する。

平成十三年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 公募抽選に付する物件の番号、所在地、数量、金額等

物件番号	所在地	地目	数量（㎡）	金額（円）
一	秋田市山王二丁目八二番、八五番	宅地	四七四・四一	三九、〇〇〇、〇〇〇
二	秋田市高陽幸町四九番一、五〇番一	宅地	三三二・九九	三一、九九〇、〇〇〇
三	秋田市飯島緑丘町一六番一〇七	宅地	二四九・三九	一一、二七〇、〇〇〇
四	秋田市仁井田本町四丁目二番一	宅地	一五〇・六五	五、六七〇、〇〇〇
五	秋田市八橋鯉沼町一二八番一	宅地	一六〇・七二	一〇、六一〇、〇〇〇

二 応募申込書の提出場所及び受付期間

物件番号	提出場所	受付期間等
一～五	秋田市山王四丁目一番一号 秋田県出納局管財課	平成十三年十月五日から同年十二月四日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までの午前九時から午後五時まで

三 抽選を執行する場所及び日時

物件番号	場 所	日 時

一〇五 入札室	秋田県出納局管財課
平成十三年十二月五日(水) 午前十時	

四 公募抽選参加者の資格

応募申込書を当該物件の抽選日前日の午後五時までに出納局管財課に提出した者(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の規定に該当する者及び同条第二項各号に該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを除く。)

五 応募申込に必要な書類等

印鑑、個人の場合は住民票抄本及び身分証明(本籍地の市町村長が発行するもの)、法人の場合は法人登記簿謄本

六 応募申込に関する制限等

(一) 応募できる物件数は、同一応募期間に係るものにつき原則として一人一物件とするが、第二希望としてさらに他の一物件を申し込むことができる。
共有を前提とする二名以上の連名による応募を認めるものとする。

(二) 郵送による応募申込書の提出は認めない。

(三) 公募抽選に参加する資格のない者のした申込及び申込書の記載内容と添付書類の記載事項が一致しない申込は、無効とする。

七 当選者の決定方法

(一) 買受予定者となる当選者は、公開の抽選により決定する。

(二) 抽選は物件ごとに行い、抽選に当たっては当選者のほか、補欠者(当選者が買受を辞退した場合)には、次順位者を繰り上げ当選者とする。(を若干名及びその優先順位を併せて決定する。)

(三) 抽選には応募者本人又は代理人が立ち会うものとし、欠席した場合は応募を辞退したものとする。

(四) 抽選は、原則として第一希望の申込者がいる物件について行い、第一希望の申込者のいない物件で第二希望の申込者が複数いる場合に、追加抽選を行う。

(五) 第一希望物件の当選者は、第二希望物件の申込の効力を失う。
第一希望の応募者が一名の場合及び第一希望の応募者のない物件で第二希望の応募者が一名である場合は、その者を当選者とする。

(六) 当選者の決定は、抽選会場において口頭で行う。

八 売払契約は当選者と締結するものとする。

九 契約保証金に関する事項

契約保証金は契約金額の百分の十以上とし、契約締結と同時に現金又は銀行の支

払保証をなした持参人払小切手をもって納入するものとする。
十 公募抽選に付した物件で、応募者がいないとき又は当選者が契約を締結しないときは、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第六号及び同項第七号の規定に基づき随意契約を締結する。
十一 物件の説明は、次のとおり物件所在地で行う。

物件番号	日	時
一	平成十三年十一月二十六日(月)	午前十時
二	平成十三年十一月二十六日(月)	午前十時三十分
三	平成十三年十一月二十六日(月)	午後一時三十分
四	平成十三年十一月二十六日(月)	午後二時三十分
五	平成十三年十一月二十六日(月)	午前十一時

十二 その他詳細に関しては、秋田県出納局管財課財産管理班(電話〇一八 八六〇 二七三五)に照会のこと。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十五号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十三年十月五日

秋田県教育委員会委員長 糸 井 健 二

- 一 日時 平成十三年十月十日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会室
- 三 案件
- (一) 秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則案について ほか一件
- (二) その他

地方労働委員会告示

秋田県地方労働委員会告示第三号

平成十三年九月二十五日付けをもって、次のとおり秋田県地方労働委員会のおつせ
 ん員候補者に異動があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七
 十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六
 十八条第一項の規定により、氏名、閲歴等を次のとおり公示する。

平成十三年十月五日

秋田県地方労働委員会会長 阿部 讓 二

区分	氏名	生年月日	職 業	閲 歴	住 所
委嘱	伊藤 博	昭和二十三年一月十二日	使用者委員 秋田中央交通(株) 取締役管理部長	秋田中央交通(株) 管理部長	南秋田郡五城目町馬場目字町村百一番地の二

解任者 大河内 康 弘

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄